

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和4年3月14日(2022.3.14)

【国際公開番号】WO2020/255977

【出願番号】特願2021-528276(P2021-528276)

【国際特許分類】

H 0 2 N 1 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

【 F I 】

H 0 2 N 1 / 0 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月6日(2020.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

リボン状の第1の電極フィルムとリボン状の第2の電極フィルムとを備えた静電アクチュエータにおいて、

前記第1の電極フィルムで形成された複数の第1の電極と前記第2の電極フィルムで形成された複数の第2の電極とが前記静電アクチュエータの一端と他端との間で折り重なって積層されており、

複数の前記第1の電極は、前記第1の電極フィルムと前記第2の電極フィルムとが積層されたときに前記一端と前記他端とにそれぞれ位置する一对の端部電極と、前記第1の電極フィルムと前記第2の電極フィルムとが積層されたときに一对の前記端部電極の間に位置する中間電極とで構成され、

前記第1の電極フィルムは、折り重ねられる前の真っ直ぐなりボン状の状態で、一对の前記端部電極に相当する部分が前記第1の電極フィルムがリボン状に延びる方向に沿って隣り合うとともに、前記中間電極に相当する部分が一对の前記端部電極に相当する部分の間には位置しないことを特徴とする、静電アクチュエータ。

30

【請求項2】

請求項1に記載の静電アクチュエータにおいて、前記第1の電極フィルムは、リボン状に延びる方向に沿って繰り返し同じ向きに折れ曲がって、一对の前記端部電極間に前記中間電極が形成されたことを特徴とする、静電アクチュエータ。

【請求項3】

請求項2に記載の静電アクチュエータにおいて、前記第1の電極フィルムは、リボン状に延びる方向に沿って繰り返し同じ向きに折れ曲がって、複数の前記中間電極が重なるように形成されたことを特徴とする、静電アクチュエータ。

40

【請求項4】

請求項1に記載の静電アクチュエータにおいて、前記中間電極は、リボン状に延びる方向に沿って山折り及び谷折りに交互に折れ曲がって、複数の前記第1の電極が重なるように形成されたことを特徴とする、静電アクチュエータ。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか1項に記載の静電アクチュエータにおいて、前記第2の電極フィルムは、リボン状に延びる方向に沿って山折り及び谷折りに交互に折れ曲がって、前記第1の電極フィルムの前記第1の電極の各々の間を通る複数の前記第2の電極が形成されたことを特徴とする、静電アクチュエータ。

50

**【請求項 6】**

請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の静電アクチュエータにおいて、前記第 1 の電極フィルム先端は、前記一端と前記他端との中間位置で前記第 2 の電極フィルムに接合されたことを特徴とする、静電アクチュエータ。

10

20

30

40

50